

「鉄骨切断機等（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）」の運転資格をお持ちですか？

技能特例講習の扱いは平成27年6月30日で終了します。

平成25年7月1日から、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という）は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の車両系建設機械の解体用機械として、規制の対象となりました。

対象となる機体重量3トン以上の鉄骨切断機等の運転業務については、
①改正後の車両系建設機械(解体用)技能講習を修了した者
②都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を修了した者
しか、運転の業務に就くことができません。

このうち技能特例講習については、平成27年6月30日までしか行われない経過措置となっています。なるべく早いうちに受講してください。

規制対象となる鉄骨切断機等

鉄骨切断機
(鉄骨を切断)



日立建機株式会社製
建設業労働災害防止協会(建災防)提供

コンクリート圧砕機
(コンクリート構造物を砕く)



日立建機株式会社製、同社提供
(上写真右はコンクリート圧砕機(大割)・左は同(小割))

解体用つかみ機
(木造工作物を解体)



キャタピラー・ジャパン株式会社製
同社提供

◆このリーフレットに関するご質問等は、最寄りの労働基準監督署又は山口労働局にお問い合わせください。

山口労働局ホームページアドレス <http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>

〔鉄骨切断機等の運転業務関係〕

1 3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者(安衛則別表第3)

- (1) 改正後の車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者
- (2) 都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)を修了した者

2 技能特例講習の対象者

(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第2項)

- ① 改正前の解体用技能講習(ブレーカに係る技能講習)を修了した者、
- ② 平成25年7月1日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者

技能特例講習は、規則改正時に行われる平成27年6月30日までの期間限定措置であり、**技能特例講習を修了していないと鉄骨切断機等の運転の業務に就けないこととなります。**

技能特例講習の種類は、資格、経験に応じて4種類です。(詳細は次ページを参照ください。)

国土交通省資格の建設機械施工技士の方も鉄骨切断機等の運転に当たっては、講習の受講が必要です。

補足事項

特例講習受講希望の方は講習機関へ直接お問い合わせください。

車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習実施機関(平成26年12月末現在)

講習機関名	所在地・電話番号	実施講習種類			
		1種	2種	3種	4種
建設業労働災害防止協会 山口県支部	山口市中央4-5-16	○	○	○	○
	TEL 083-924-3743				
キャタピラ教習所(株) 広島教習センター	広島県廿日市市木材港北8-64	○	○	○	○
	TEL 0829-34-3011				
(株)日立建機教習センタ 岡山教習所	岡山県倉敷市三田274-1	○		○	
	TEL 086-464-5411				

3 3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に就かせるときの特別教育(安衛則第36条第9号)

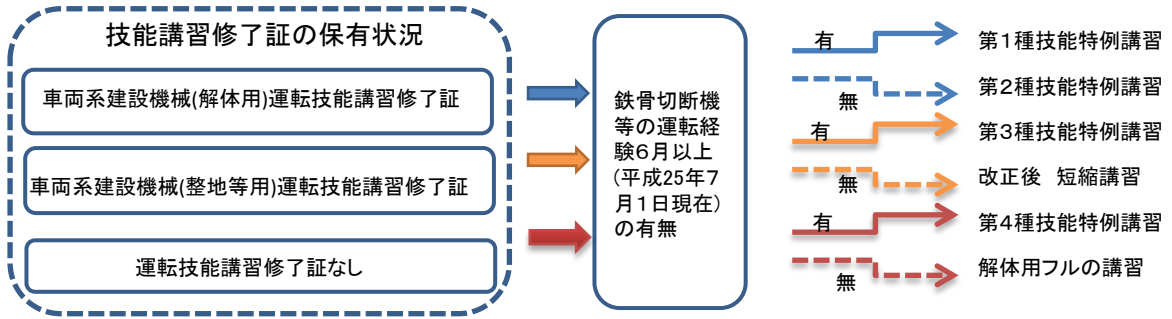
平成25年7月1日以降に、3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規程の教育科目、範囲及び時間に基づく特別教育を実施してください。

補足事項

- ① 小型車両系建設機械(解体用)運転の業務に係る特別教育(以下「小型解体用特別教育」という。)は、ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の4機種を対象としたものになりました。(平成25年7月1日～)
- ② 教育内容が充実したことにより、教育時間は改正前の12時間から改正後は14時間となります。
- ③ 改正前の小型解体用特別教育を受けた者は、平成25年7月1日以降も引き続き機体重量3トン未満のブレーカの運転業務には就くことができます。
- ④ 改正後の小型解体用特別教育の講習科目及び時間は次のとおりです。

1) 学科教育	
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2.5時間
運転に必要な一般的知識に関する知識	1.5時間
関係法令	1時間
2) 実技教育	
走行の操作	4時間
作業のための装置の操作	3時間
合計	14時間

技能特例講習の種類



車両系建設機械(解体用)運転技能講習(国交省資格取得者別)比較表

建設機械施工技士の資格と車両系建設機械(解体用)の各種技能講習の講習科目	改正前 車両系建機(解体用)技能講習規程				改正後 車両系建機(解体用)技能講習規程				経過措置 技能特例講習(労働基準局長通達)			
	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第3条)	整地・運搬・積込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条)	ショベル系	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第4条第3項)	整地・運搬・積込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条第1項)(短縮講習)	ショベル系(第4条第2項)	第1種技能特例講習	第2種技能特例講習	第3種技能特例講習	第4種技能特例講習

学科講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間	2時間	2時間	3時間	7時間

実技講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
作業のための装置の操作	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除
小計	24時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5時間	2時間	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合計	35時間	8時間	3時間	0時間	38時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間

(注1) 表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者(モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者)、2級の第4、5、6種合格者を示します。

(注2) 技能特例講習は、平成25年6月から平成27年6月30日までの約2年間実施されます。

(注3) 技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。